



草偃和言

全



嘉永壬子新鑄

草偃餘言

常陸 靜神社長官藏版

草偃和言序

藩督學會君伯氏嘗著草偃和言。以
郡宰金子氏為上法。梓。命余序其梓。偃和言。
蓋會君之著述甚衆。金子氏先此二書在。以
其理語有啟發童蒙之益。且便于窮鄉之書
士。故刻之。若下。播之當世。亦可謂仁者之用
心也。夫會君以忠孝之質。蓄正大之學。其志
常欲有所裨於天下國家。聽其之論。觀其



著述。以可以知宿志之所在矣。今斯書雖一小冊子耳。然載錄

天朝之典章禮經及

幕府 本藩之遺

訓右實。其大歷代明君賢王之偉行奇節有關係於世教者。使人因歲時之所思。得感發而無仁慕義之意。油然而生。自己凡神州之所以為神州。大道之亘萬世而無隱者。皆因斯書而可徵一端。豈可不速播之乎。

也。以天下人士共之哉。初余與會者同在彰考館。相親最近。校讐稍暇。文飲交集。互相與切劘。討補。而大略形書之意。而不著者在於明

神聖之大衛也。及今公之襲封。慨然思欲一愛舊契。振擢賢材。督勵文武。於學校經界。法善政。用力尤至。於是乎會其居師氏之職。掌一國之教化。得大展所蘊。以裨政治。游學

之士。自_二四達而至。孰_レ贊_二投_レ謁。請_二為_レ弟子_一者。不
可_レ勝_二數。嗚呼。其_レ謂_二和_一吉_レ於_二百姓_一。補_二君子_一
學上_一之風化者。亦_レ足以_二粗_レ觴_一平生之宿志矣。
永_レ既_レ辱_二會_一。天_レ忘_二年_一之或_レ喜_二。是_レ之_レ物_レ。且_レ及_二于_一
四方。故_レ於_二生_一微_レ序。不敢_二以_レ文_一而辭_二之_一云爾。
天保癸卯秋八月 水戸杉山忠亮職

松延年書

草偃和言序

君子乃德_二是_一風_一なり。小人_一の德_二は_一草_一なり。故_レに
風_一を加_二ふ_一と_レは_二必_レ偃_一と_レい_二ふ_一は_二天_一の
統_一を_レ尊_二び_一し_二て_一より_二曆_一朝_一の_二聖_一主_一の_二德_一化_一を
布_一た_二る_一ひ_二蒼_一生_一の_二德_一を_レ偃_二て_一四海_一に_二及_一ぶ
平_一ふ_二治_一人_一の_二理_一を_レ是_レと_レい_二ふ_一は_二述_一ぶ_二書_一の_二筆_一
を_レ及_二ぶ_一は_二天_一朝_一の_二禮_一儀_一を_レ瞻_二仰_一する_二事_一なり。人_一の_二德_一を
物_一々_二と_一に_二及_一ぶ_二は_一里_一巷_一の_二報_一復_一なり。と_レい_二ふ_一は_二言_一

義小及び易^{エキ}も風天より行を小高とし
形^{カタ}も風^{フウ}より行を小高とし
てとちん及び人事を畏^{オソレ}る地の風^{フウ}あり
益^{エキ}ある處を同社の子^シに法^{ホウ}傳^{デン}んが爲^{タメ}
小柳^{コヤナギ}の義の大概^{タイガイ}を論^{ロン}も兼^{カン}時の器^{キョウ}も地の
を義小及び人事を畏^{オソレ}る小人としと上
り君子は地ある事を知^{シル}仁^ニ風^{フウ}の魔^マを懼^{オソレ}る
處^{トコロ}一^{イチ}助^{シュ}もあらん右^{ミドリ}語^ゴも吉^{キツ}言^{ゲン}を百^{ヒャク}姓^{セイ}は
利^リもといふ所の事だ地の義を取^{トル}る爲^{タメ}なり

あつておろの神^{カミ}事^{コト}はめさハ神^{カミ}祇^{ササヒ}今^{イマ}小^コ裁^{サイ}る所
小^コかつて後^{ノチ}世^ヨ始^{ハジメ}りしおやまハ風^{フウ}あり大^{オホ}なり
關係^{ケンケイ}をのらんるを始^{ハジメ}るを洩^{モラ}るの同志^{ドウシ}
乃^{ソレ}人^{ヒト}張^テあ悔^{クハ}意^イを補^ホんことを第^{ダイ}一^{イチ}と爲^{タス}
甲^{ケツ}午^ウ時^ジの書^{カキ}お正^{マサ}志^シを寫^{シテ}す

草偃和言目次

正月

元日

二月

祈年祭

四日

釋奠

上丁日

東照宮任征夷大將軍日 十二日

菅公忌日 二十五日

三月

鎮花祭 晦

四月

大忌祭 四日

風神祭 同日

神衣祭 十四日

東照宮忌日 十七日

三枝祭 同日

五月

楠贈左中將忌日 二十五日

六月

月次祭 十一日

神今食 同日

大祓 晦

鎮火祭 同日

道饗祭 同日

七月

大忌祭 四日

風神祭 同日

八月

釋奠 上丁日

九月

例幣 十一日

神衣祭 十四日

神嘗祭 十七日

十月

大織冠忌日 十六日

十一月

相嘗祭

上卯日

鎮魂祭

中寅日

新嘗祭

中卯日

豐明節會

中辰日

十二月

天智天皇國忌

三日

義公忌日

六日

月次祭

十一日

神今食

同日

大祓祭

晦

鎮火祭

同日

道饗祭

同日

荷前

撰吉日

草偃和言

正月元日

今日八年月日乃始也、京都少く四方拜等の

嘉儀あり

朝廷

此儀と詳し記しゆるん、候ふ

ふきくも公事根源ハ世ハ廣く傳播せらるれば

其書れ文を撰拾

て其大略を申へ

一、男乃知は

寅乃時

天皇

天地四山陵をあらわす年

災を攘ひ寶祚を

新しむる儀也又報賀とて朝拜とも

辰乃時

天皇

大極殿乃高御座まつらせらる



スーラギ
天皇を助ける事沙郎

やみふれも
コ
チヤウ
ハイ
小朝殿とて
セイリヤウ
テン
清涼殿とて
下

殿^{テン}は^ト波^{ギヨ}津ありと^{タマヒ}群臣百官は^{エン}酒を^{クワイ}給て宴會あり

曆リヤク 日月五星を治しる
曆を中務省より
氷ヒ様タメシ 去年氷候をさへする所の程を中務省より
まり氷の厚薄を以て豊凶を占むるなり

腹赤ハサカソウ
又肉侍所ノ市

然^{クワ}あり内^{ウチ}なる^{ナリ}石^{イシ}凝^{コリ}りて三^{シユ}種^{シユ}乃^シ神^{ジン}岳^キの其^{ソノ}一^{ヒト}なり

乃神の橋イハシ 乃神の鏡カガミなり是

を八咫鏡と名づ
皇孫天津彦火瓊杵尊

章原^{シハラ}に^{アルシ}幸^{マカ}を^タ成^タく天^{アマ}降^リり^タあ^ハひ^タ時^{トキ}
 天照大神

みづろゝ三種の神寶を授けしを以て此後を己を

とるがめを」と宣ひ也
日神の清くを

三
カト ヲタヘ
タカラ
門傳之寶物之秘ひに人皇

第十代
崇神^{スジン}天皇の少時^{ドウデン}同殿よりてハ神^{シン}

威を廣イさんケガを畏オソレくば後と爲イかへらばそ神代より

傳りし沙鏡と曰ふ大和の笠縫邑よりカサヌイムラ移りウツなり

スイニ
 垂仁天皇此時伊勢乃國平陸の川とふ所より
 中なる是即今の伊勢 皇太神宮ありて新
 造乃決堤と曰 皇祖の幸にまゝと後別
 座に安置せし温的殿ありて今ふくもて
 神宮と等し崇めやまはるありて
 主上ハ 神宮内侍所れまゝと伊勢跡にせしむる
 らぬ也今ハ内侍所より崇めやまゐて女宿守護
 といひたり此日此伊勢ハ毎月の事也伊勢即位の
 時ハ吉日を撰ぶまゝとて供せしむるあり
 右公車根原に載るる大略なりとて其詳を

る事ハ本書に載るる人々也
 謹く按ずるに古鴻荒の世ハ 天照大神
 高天原より下りて天地四方を照臨あり
 時始に嘉穀乃種と求ては物ハ顯見養食
 て治へしと伊田小植とせし又蠶を養ふ
 道と始知ひたまはるて是民衣食の原
 國て人皆を養ふと厚くするを均し
 皇孫天津彦火瓊杵尊ハ天下を授けり

とそ八咫鏡八坂瓊曲玉草薙創三種乃寶物と
 授く豊葦原杵瑞穂の國ハ我子孫王と
 居るの地なり寶祚の隆るん事天壤と
 窮るるべしと宣ひし毫釐を違ひと天地
 の事初より皇統のくく唯一乃
 神流れ四海小照臨しとて一たび他姓
 を難えはるるをなす也三種れ神吾の
 中より鏡と劔ハ
 崇神天皇の古時瑞穗
 らも新造の物を獲りし瑞穂とありあり

りハ古事記日本書紀ふんえ其鏡ハ天德長
 久の火災ハ涉取損へあり劔ハ青永此記
 海底ハ沈みありし諸家の記録も公事
 根源も其外の法書よりえたるも神代乃
 真物の鏡ハ伊勢ハ劔ハ尾張の熱田ハ玉ハ
 禁内ハ現存ありて天位の信となり法字レ
 靈物となりて今ハかゝるものあり今ハ字内ハ
 即神代乃字内なり
 太祖神武天皇中國
 と平定せし櫃原此より即位ありて天下と

治めひ是より^{レキナヤウ}曆朝^{レキナヤウ}の 聖帝^{セイテイ}明主^{メイシュ} 天日^{アマツヒ}

嗣^{ツギ}を^{ツガ}更^{ツガ}遷^{ツガ}せめひ萬民^{マンミン}を^{ブイク}撫育^{ブイク}せしむ 日神^{ヒノカミ}の

沛時^{タイジ}より 今上^{イマノミヤ}皇帝^{テイテイ}よ^{クハツトウ}あるまじく皇統^{クハツトウ}の

くせ給ふに朝夕^{タツシ} 玉帛^{ムクヒ}を^{ムクヒ}報^{ムクヒ}せしめしむ

國家^{クニタマ}に安穩^{アマン}ありんを^{イリ}祈^{イリ}めし 日嗣^{ヒツギ}の君

ハ天位^{テンイ}より^{カハリ}まをせば天下^{カハリ}伐^{カハリ}くそのあり

日神^{アヲヒトクサ}の養^{アイイク}生^{アイイク}を^{アイイク}も育^{アイイク}せしめし其^{ヒロ}天^{ヒロ}功^{ヒロ}を^{ヒロ}聖^{ヒロ}め

給ふ^{スハチ}是^{シヨク}即^{シヨク}天^{シヨク}職^{シヨク}なり 玉尊^{タマノミミ}ハ萬民^{マンミン}の

たよりとて今^{イマ}と元朝^{ゲンチャウ}ハ^{リツキ}元^{リツキ}皇^{リツキ}山^{リツキ}後^{リツキ}とあり

給ふ^{レキナヤウ}曆朝^{レキナヤウ}乃^{セイイオン}聖恩^{セイイオン}所^{セイイオン}より^{セイイオン}詞^{セイイオン}ありしと

是^{チヤウガ}と^{チヤウガ}是^{チヤウガ}ふより^{チヤウガ}年^{チヤウガ}此^{チヤウガ}神^{チヤウガ}ハ^{チヤウガ}朝賀^{チヤウガ}の儀^{チヤウガ}

ありし 天皇^{セイイオン}と^{セイイオン}おなり 聖恩^{セイイオン}ハ^{セイイオン}第一^{セイイオン}

を^{シヤ}謝^{シヤ}し^{シヤ}也^{シヤ}朝賀^{チヤウガ}の儀^{チヤウガ}ハ^{チヤウガ}沛^{チヤウガ}即位^{チヤウガ}の礼^{チヤウガ}ハ

同^{ドウ}く沛^{チヤウガ}即位^{チヤウガ}乃^{チヤウガ}礼^{チヤウガ}ハ 神武^{カムヤマト}ハ^{チヤウガ}時^{チヤウガ}ふ

始^{ハジメ}り^{ハジメ}て^{ハジメ}後^{ハジメ} 沛^{チヤウガ}世^{チヤウガ}ハ^{チヤウガ}文章^{ブシヤウ}ハ^{チヤウガ}美^{チヤウガ}も^{チヤウガ}傳^{チヤウガ}り

た^{チヤウガ}れ^{チヤウガ}あ^{チヤウガ}る^{チヤウガ}教^{カウ}子^{カウ}載^{サイ}乃^{サイ}後^{サイ}と^{サイ}も^{サイ}檀^{カシ}原^{ハラ}ハ^{カシ}昔^{ハラ}より

か^{カウ}ら^{カウ}る^{カウ}あ^{カウ}る^{カウ} 玉^{タマ}尊^{ミミ}ハ^{タマ}を^{タマ}お^{タマ}なり^{タマ}か

く^{カウ}の^{カウ}く^{カウ} 玉^{タマ}尊^{ミミ}ハ^{タマ}を^{タマ}お^{タマ}なり^{タマ}か

以下小朝賀の礼ある事君臣の礼ある事
 今^{マシタ}もつとて也後世ハ朝賀ハ山みされども臣
 下もつとて元日もてあれバ 天子とお
 ちるべしうーや^コ後^コて小朝賀の儀ハ行い
 一也四海万国之風俗さ^{フク}あ^グあ^グもかの
 めく天地^{ヒラ}をけし神より君臣の礼義^シを
 して天地と共^カ易らざる事ハ万国よな
 き^シの^シみ^シれ^シバ 神州^{シノ}の民た^シる^シの^シハかり
 その^シも此義と^シた^シる^シべしと^シは^シ元日^シハ
 聖^シと四方^シを^シけ^シる^シを^シひ^シ群^シ臣^シの朝賀^シある
 べし日^シを^シま^シる^シ早^シ朝^シは^シ者^シも^シて^シも其義と^シ心^シ
 合^シく聖恩^シの^シあ^シつと^シ誠^シも^シう^シん^シあ^シを^シ
 思^シふ^シべしと^シあり

今日武家^シも 幕府^シハ熱^シ登^シ 城^シありと
 大名^シもあ^シる 大城^シハ登^シりて 大將軍^シハ
 湯^シも^シる^シ營^シ中^シ此儀^シハ今^シ國^シと^シ記^シさ^シる^シ我常陸^シハ
 遙^シ拜^シの禮^シと^シ今^シ禮^シ官^シ乃^シ時^シハ東^シ常^シと^シて^シ庭^シと^シ
 せ^シく^シ東^シ師^シの^シ方^シと^シ遙^シ拜^シハ^シあ^シひ^シ次^シハ^シ祖^シ先^シの^シ廟^シハ

湯エツ 早て諸王の報ハク礼を文免ワシキの美沙流ミサリに奉る
との儀ありて其後小槻コキの嘉儀カギハ行ユる也

東照宮天下乃乱と平け給ひ 帝室テイシツを

猶ホ翼ヨクして天切タスを亮タスけありて君臣ミカドは義とす

くく 歴朝レキチマウの聖恩セイラン小報コクイもくんとあり

天下に國主城主と率ヒキて率ケイ師シに朝チマウあり

此時より天下に臣民治り歴朝の聖恩

を仰アウき 東照宮の大切大義小胞フク

中ナカよりん御ミカドに奉る 東照宮の神孫シンソン

遠業エンギョウと文徳ブントクとて天下を治りありて又誰タレも感

戴タイせざるん是よりて大名少名登トウ 城シロに

幕府バクフ小報コクイと其に下シタる者も又各々主家

小尾コシヨウ従モトて 大城オホシロにあり 東照宮以来

世に 大將軍に敬禮ケイレイを奉ツク 二百餘年の

切徳セツトクに報ムカひて四海安穩シヤンなりん 即教ソクキョウ子孫

歴朝乃聖恩ホウ小報コクイに奉る 義也我常陸ヨツより

為イの儀ありてハ 正二位殿の御代より

して神道を尊奉ソウホウし給ひ 賜史納言殿

クウトウ
皇統の

補ホ

緋^{シフ}々^{アツメ} 遙^シ拜^イの儀と始め^{ケイ} 車^シ師^イ小^{ケイ}於^シて新年と

天潮人
如正北儀終り

て後、あゝはま親^{シン}姻^{イン}の方^ミです。賀^カ儀^ギの

天國へ登るの

人夢て終つ也。京師の親姻のあり。三藩の安を京師に在るを
り者どもよく其の使のこをけり。けりなれども家の人
上事ハ其日の前後をさふあり。こゝに我輩は其の者より此
定ありと。天國へ其の儀のききり。此のこゝに親姻の安を其の儀

十ヨクシ
勅使とて賀新

天使の旅館に往

と報^{ホウ}謝^{シヤ}せしむるに類多かくの如く。

幕府也又
我常陸少君
長此弘義心

今と天下と共
天朝と号^{ソシ}号^{ソウ}あり

天位乃當嚴シシ々々王地乃

開けし初より今日に至るまで一毫^{ガウ}の

つづるゝ世界万国の其たゞひを事な

忠臣氏々々ものもそ義とふし尊仰て

かりそめも忘^{ワス}るゝ
〜
ど士大吏ハ若く更ニ

敬礼と云ふ事、神は年々此神小新心を賀し又
ハ神社より福くたんと云ふか、のこる

日嗣の君ハ天と云ふ事、萬民は照臨する

幕府ハ 天朝と輔翼ハ 天功と亮て氏と

鎮撫ハあひ邦君ハ 天朝の藩屏として

幕府の号令と云ふ事、民は布施しあふ士女ハ

其君の股肱と云ふ事、治民は法と云ふ事、職

分る事、のこる事、思ひ人あも語りまこと事、

ゆてたき國小は事、君臣の義と失ふ事、

と云ひ庶民を見よ、倣ひく神社小詣り、村長

里心の許し、性て相祝し、相士庶と云ふ事、あふ

神りてハ父母妻子と云ふ事、新年は秋と云ふ事、

て事、國よ生れ、る事、秋ハ四海萬國

あもた、ひる事、目出度なり、あふ事、

二月四日

昔ハ祈奉事とて神祇官より行する、令義解しも

欲令歲災不作、時令順序、本書は度の字、

旱蝗填なるの災あり、春候和風より、百穀成熟

せんを祈り給ふ事なむ 皇天神宮以下國の

神社三千一百二十座の神と云ふ事なむ は日此平的

小絶倭文本綿植櫛ら鉄魚海産等の幣と進め申 ハシキヌシ ユフ タテホコ ユミクハウヲ

臣祝詞と宣平と忌初幣帛と諸神に頒つて申 トミノツト ノベ インベーハク

よ三箇所ハ官幣と案ふ事なむ クハシハイ アンシヤウ オキ ス

宮此幣帛ハ別案と案ふ事なむ ヘイハク ベツアン オキ ツカイ ツカハ

國々よ於ても各々國目此案の神二千二百九十九座 コシシ

あり也此案乃祝詞ハ天社國社より申して諸年神 アツヤシロクニツヤシロ

奥津津年此 オキツ 豊熟せん事を祈り次は官幣 ホウジユク

神とて諸巫の案の神 ミヤコト 皇孫と守護 スミミ せん事 シユゴ

を祈り イカスリ 座座此神ハ ミ 諸金と云ふ事を祈り アラカ

門乃神ハ カト 四方乃門を守らん事を祈り ヨモ 生駒の イクシマ

神ハ スノカミ 皇神能敷坐嶋 シキマスシマノ 八十嶋者谷蟻 ヤソシマハ 能狭度極 タニクミノサ

鹽沫 シホノアハ 能留限狭國者廣久 シマノ 峻國者平久島 クサシキクニハ 能八十島 クイラケクシマノ

墜事無方と云て諸國諸島の治事せん事を祈り オトロフルコトナク

皇化と四方 クハクハ 乃 ヒロ 弘め給ふ事を祈り ヒロ 辨別と伊勢 コトワキ

皇太神 マラスノ 申祝詞ハ ソト 皇神 スノオホミカミ 能見 ミ 霽 ハルカ 志 シ 坐 マス 四方國 ヨモノクニ

者天 アメ 能壁立極國 カタツキハクニ 能退立限青雲 ソキタツサキ 能靄極白雲 オホヒクキハシラクモ 能墜 ツリ

皇向伏限青海原者棹枚不干舟艦能至留極大海
 尔舟滿都々氣氏自陸往道者荷緒縛堅磐根木
 根履佐久弥氏馬凡至留限長道無間久立都々氣
 氏狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打掛氏
 引寄如事皇太神能寄奉波荷前者皇太
 神能太前尔如横山打積置氏殘波平閑者又
 皇御孫命御世乎手長御世登堅磐仁常磐仁齋比
 奉茂御世尔幸閑奉故皇吾睦神漏伎神漏弥命登
 宇事物頭根衝拔氏皇御孫命能宇豆乃幣帛

乎称辞竟奉登宣とありて

日神乃照臨す

ます限りハ華夏蠻貊となく

皇化小向る

めん事と有るてわぬい次ハ帝代の長久ある
 と有り終る次ハ赤縣の神ハ蔬菜ハ葛根せん
 めを祈り次ハ山口乃神ハ材木ハ暢茂を祈り又
 水分の神ハ稲苗乃赤雲を祈り又延表式ハ載る
 所乃祝詞乃大意わのこ祈年少くあまハ先
 王下此法神ハ豊年を祈り次ハ宮中神とハ
 天祖葦原中國を皇孫ハ授けたるの時

高皇產靈尊より天兒屋命太玉命と敕して吾ハ

天津神籬天津磐境とまゝ吾孫の爲小齋をん汝

ハ天津神籬と持て葦原中國小治て吾孫の爲

齋なれとて降あひと神武天皇天下を定

給ひ時少也皇天二祖の詔は堪て神代紀より高皇產靈尊

の載れども古語拾遺神武天皇の系より皇天二祖とあるハ初天

皇產靈尊の命よりあひと神武天皇と云皇產靈尊の二神ありト

神籬とまゝなり宮殿門戸よりして諸國法爲よその神靈を奉り

給ふなり神武天皇太神を奉り給ふ祝詞を皇

化と四表よりあひとを首より神武天皇以下神

とハ最後ふあひとハ帝より大統と天下の

弟民を定て大宮乃奉養と次より神武

義ありて此日并にお後の齋日なる徳尼乃系

肉を傳止せらる

民ハ食を以て天より日神を奉りて照臨

まゝ其神よりして養生乃食て生て

そのと世をせあひ高皇產靈尊の神武天皇今も

まゝ天下に人民飢と免るるをゆかり是

神代卷

十一

天朝二年々車作のり

トウ
サク
車作
ハル
ワ
サ

朝廷乃禮之

ハ己オレ々々事ツカ之なる社以ケイシてと糸師より官幣クシヘイ

乃云也佛と云事ハ
 日神乃好セ給ス

タフト
天祖の勅を奉る

今も其神を祀るゝ次は座摩沙門乃

神小祈事也

皇居ハ美民瞻仰する所

まは莊重として勅語ありと

神武天皇

乃ち之を於畝傍之檀原也太立宮柱於底磐

之根峻峙搏風於高天原而始馭天下之天皇

と

皇居を經營して美民に瞻仰せしめ

づき標準とありありとをかしめたりと然ハ

皇居の安全ありん事を祈りて天を安くと

瞻仰する所勅語の意ありとて天を安くと

さめ給りんとの義ありとて次は生鳥乃巫の

祈る所と諸國法を治るを教育し給ふと

至る乃天職ありとありとてとて神を

皇天神よ告ぐとてとて皇統なり

皇居安全として諸國法を治めありと

其原と日神の遺體とて日神の遺

緒を継ぎて天業をまゝ別よりありと

その日神の照臨する所四万國に

人鳥を養ひて人鳥に及んで國ハ廣く峻國ハ平

けくを國々
トラキ
ヤソ
ツナ
ウチカケ
ヒキヨス
るがめくを

らん事を祈り給ふかゝるゝ遠國より

聖マハ
 神コトノ
 書
 皇クハウクハ化ムカ
 王ムカノ
 心

シン
 カウ
 タク
 との深仁厚澤令
 リク
 カフ
 セウ
 リン
 日神の六合を照臨
 天也四方

あまはあまのこどもなりて
日神の御子なり

素盞鳴乎平猛神乎と新羅まで往来し終ひ

崇神天皇の御時ニ
任那國化せしより海外の

國を賊徒
景行天皇の御時より抗

はるの悠長と親征—あひ又日本武多ぞく

熊襲蝦夷を平けしむと云
神功皇后三

韓を征伐ありて三韓を皮屋しフ オキ三口モナ ヲてヲ人其

地は底を、ヤクシヨ 重なるを遣はく、フギヤメ 積換せしむ。と云ふ今

小世意にて任那の事を廢し、まゝ大宰府を立て、法西の國々を統

今ハ此處ニ於テ事トアリ一カニ

天竺沙門小長蘂慧也征代孫乙南佳達海

あるの國も朝貢をせしむる國なり
新羅を
シヤウム

カウケン
ヒトエ
チリ

言
未

A close-up, vertical view of the fore-edge of an old book. The pages are yellowed and show signs of wear, including dark spots and a small, dark, rectangular mark near the bottom.

朝廷乱造く程をも経ずして
正暦寺園城を

興福寺等此偽徒
カウ フウ
ソウ ト
ヲシ キヤウ
ホレイマ
ヤ、
ミテリ丸

皇居を祀せしと歳時とを教を知りて純友

将門忠常頼時多を始として叛乱の徒即ち之

法國治レウチ之陵ダクニオロ通ス一之保元平治承天天下

大小乱也二百餘年以爲戰爭止也

バ 外國の 朝貢を 絶果 せり されども

神海ハ細戈千是國之
神代より之武

とるひ風俗あれタツトツ
モウコ ツカヒ
亀山
後宇多ミツタケの

比蒙右乃使登れなりクヒハ一不鑛倉セイジウ北條執権

時宗王使を加ね西戎を征伐せんと欲し

雅令の常世襲の糸
 五色の霞の糸
 フレル
 ヒヤウボツ
 ゴヤウゼー

漢陽の法
漢白

ナン
 シヤ
 キヤウ
 サハカン
 カタフ

東嶽の國々形を
 としと海の外に
 法をヲヒハナ

神州コト其法ケンをミ海ミ外ミにミ通ミす

東照宮子藏書と詔の
明正天皇の

時高承乃邪統叛乱ハシランせし事も悉く一城コトク中
 かく謀戦あり見ありて邪統の根を鋸スキ禰ノミ
 を来ミ蘭ホウ上絶タチし事と細ホシ裁ホコれ悔ヨク光ハウあきバ海外
 の諸寶も舌と捲フルく日本人三眼ガンありて恐
 懼クせり今西洋の點虜益漲カツ火リヨ小なるも諸
 國と吞併トシし一 神所シバクに海シユツ上ボツも属ミヤクせし
 幕府に有目 東照宮の迷イ戒カイ小堀ホウの防海カイ乃
 今を處ゲンふせらるるかレのイ今日キウ此ム急務天下
 の大事オシあきバ兵書ヘイも守者シヨ不足マモル攻ラセ者ムル有餘
 と云らるる我國をさへんとあき巴夷國スハチより
 外國カウにも廣平ヘイ少く引スきんとする事即ち
 邪謀ジャ乃心を攻ホウふの道ウツ少く上兵伐謀ハカリと云
 義ヨシもあきバさなり然バ日出處ユツよりく
 日神の悔ヨク光ハウ外國オヨ及ビ仁德モツ沐浴ヨリせしめん
 事と 皇太神イハヒに祈イノリふ言ふ所ありてのや
 上丁日釋奠セキ 日食國忌祈年セキ祭テシる事あり
 大學寮タイ少く引オコく孔子とあきバ也明日朝餉アサ乃
 およ釋奠セキの祚ヒモロをまゐテンる事

孔子ハ人道を明シ 名教を立テ天下後世の模範ト爲シ 天子ト爲スルモノモ 歴世ト爲スルモノモ 道トハ人道を以テ之ノ間ハ人ト爲レタルモノハ自然ノ人道ありテ父子トモ親あり 君臣トモ義あり 夫婦トモ別あり 長幼トモ序あり 朋友トモ信あり 是を五典トモ云々トモ云テ 人倫の大道を以テ之ノ國々トモ人倫の正統トモ云々トモ云々トモ又五典乃大經トモ自然ノ道トモ云々トモ云々トモ 神あり

太陽乃山より出づる正氣の發する地なり
 生民は陽に明ありて是より生れ是より大
 道も自御より行はる也
 其大なるものハ君臣父子を以て忠と孝とハ百行
 乃本なり昔
 天照大神天位を
 皇孫より傳
 ありて三種乃神靈を授けり
 元日此日也
 此日此日也
 又三種神靈此中少くも實

鏡と稱せりひと我と見るが如くすべしと宣ひ

天孫と天祖の遺體小まりて夫祖と

あり給ひし神統は映ひて神形を即

天祖の遺體の鏡面小影を給ひ給は日神

乃神祇の今も九重よりして常小

天孫小事すつとあはれされば天孫神

世よ天祖は孝と忠とを給ひて千代世

とくとも易らせぬほど父子は親厚とあはれ

より盛なりたるかたのくも天祖のまけ

初より忠孝のまは三種神皇の中へ傳りて今

も神皇と名し降り事あるは神聖に安

なまば此教天地と名しあはれあはれと上

古は人民淳樸なれば教導を給ひて自然

世を治りし人も人の萬物の靈ありて日

文眼と超くも天地の道をきく中世以降は至

てる之を絶えし世を治むるありあはれ

日嗣の君も中世より必文教と設けん時はあり

て事小應神天皇は治世小亮舜孔との

道傳より澤云と

神州と同く東よ白

たる地勢をれば人倫を明し人倫を明し人倫を明し

仁義を肯く人倫を明し人倫を明し人倫を明し

を肯く人倫を明し人倫を明し人倫を明し

よりく 至る人倫を明し人倫を明し人倫を明し

樂みあひ孔子は愛と世を度くせしめ

孝徳 天智の御代より 文武の親よきて

はば文教を盛く興くあひ國々小学校と設け

東都より大學寮を置て禮典の礼を明し

天神の教象をて此の初より傳りたるを文政

と以て潤色せしめし文質令くして異

邦より君子の國と稱せしめし也さきさき

歴朝釋奠れ禮を明し孔子を愛し事

怠りて人倫を明し人倫を明し人倫を明し

を明し其教の由て起るを明し人倫を明し

さしめし其教の由て起るを明し人倫を明し

二十五日

此日ハ菅贈太政大臣道真公の忌日也昔鎌足公

天智天皇を輔佐して大功を建たせしむる子孫世々
 朝政を執て榮榮せしむるも藤原氏の權勢盛んして
 良房より少弐りて人臣の攝政といふと始りて子
 基經公より関白といふ事起りて藤原氏世々攝關の
 任あり 主上ハ拱を意く威を重く作さるる
 のこころ天を志しめんと甲斐ありしむる
 宇多天皇御見と憤らせしひ菅公と中臣より奉
 て大臣とす 漸く藤原氏の權を抑へしむるも
 醍醐天皇は御時より至る時平公の諫言を納めて荒

治より敗壞せしめ終る宰相府をて薨るる後小太
 政大臣を追賜せしめ火雷天神と崇め奉られ
 菅公は賢明の世の知事として思量先率とも
 侍補せしむる公 宇多帝は知
 遇をゆく歴世乃積弊を一洗し天下の政を
 脩明して再太平を致さんとせしめられとも契
 政を革むる事とあり 権臣の欲せざる所
 なるは懐邪の小人権臣は阿順し若し諫を納
 らざるの浮言といふ終る見と傾る事 表世

三月晦

大^{オホ}神^ガと、三^ミ輪^ワの神也。大^{オホ}物^{モノ}主^{ヌシ}の神^{カミ}を祭^{マツル}る^ニ楼^{サカサ}

井々大神の藤御霊なり大物主大神と大
イ アラミ タマ オホ
 己貴命の弟の也國と平けり大功ありて
ミムチノミコト

且醫藥禁厭の法と始て人民の災を除く
神をさへ疫神を治めん為とあらうと云

四月四日

は日ハ大忌祭とて廣瀬の神をあり風神祭とて就
田の神をあり大忌祭ハ山谷の水其さ名と成る
苗稼を浸淫せんを祈り風神祭と風乃災あり
て稲稼の豊々んを祈り云々

十冒

此日々神衣祭とて伊勢の 太神宮に参り神服の

潔齋して参河の赤川の神調れ絲を以て神衣を織る
又麻績連といひ民人麻をとりて衣和衣を織る
神明小奉るなりと

美民衣ありてハ膚を覆ひ衣と云ふ堪へうとて
天地乃初より 日神只小蘭を合せあひし事
より蠶を養ふの道あり忌服殿よりして天織
女小神衣を織るの始なり是を衣と云ふ始なり初
なりと云ふは衣を織るハ神世の昔より初り
今より初りて美民衣と云ふなりと云ふなりと云ふ

孫之本編麻織布と生心天富命又日鷲神

乃強を平く穀^{カチ}麻^{アサ}と阿波國^{アハ}の種^{タネ}む其子孫
 か國^{クニ}ふ立て後世^{コノヨ}に及^{およ}ぶまで大業^{オホノサメ}の年^{トシ}ハ
 本^{ユフ}麻^{アサ}帛^{ミツギ}と貢^{ミツギ}と天富命^{アメノミコ}又阿波^{アハ}に齊部^{セイベ}と分
 ち^{アサ}麻^{カチ}穀^{カチ}を東^{ヒガシ}去^サ小種^{コタネ}む總^{フサ}今^{イマ}の^ノ總^{サマ}結城^{ユフキ}安
 房^{ヤサキ}所^{トコロ}よりして法^{ホウ}國^{クニ}に整^{ハシ}新^{ニヒ}也^{ナリ}いふ
 切^キ業^{ノサメ}と一朝^{イチヤク}一夕^{イチヤク}や^ハ成^{ナリ}成^{ナリ}く^ニあ^ハる^ニ成^{ナリ}成^{ナリ}く^ニあ^ハる^ニ
 の^ノ法^{ホウ}神^{カミ}の子孫^{コノミコ}世^ヨに其^{ソノ}業^{ノサメ}と文^{フミ}張^ハく布^フ
 帛^{ハク}と化^カる^ニ事^{コト}と廣^{ヒロ}め^ニる^ニハ四海^{シヤイ}の民^{タチ}今^{イマ}に及^{およ}ぶ
 ま^マく暖^ナふ^ニ衣^キて隆^{リウ}冬^{トウ}祈^キ寒^{カン}小^コ堪^{タマフ}る^ニ事^{コト}あり

なりされ^ハバ 日^ヒ嗣^{ツギ}乃^ハ君^{ミコ}弟^{ケイ}民^{タチ}と治^シめ給^{タマフ}ひて
 日^ヒ神^{カミ}不^ハ報^{ハクヒ}され^ハん^ニが^ハる^ニ今日^{コンニチ}神^{カミ}衣^ソと
 皇^{スメラ}太^タ神^{カミ}宮^{ミヤ}に^ニす^ハる^ニ也^{ナリ}と下^{オホシ}れ^ハ公^{キミ}民^{タチ}た^ハる^ニ
 之^{コノ}暖^ナふ^ニ衣^キと隆^{リウ}冬^{トウ}の^ノ衣^キと^ハも堪^{タマフ}る^ニ
 日^ヒ神^{カミ}ふ^ハる^ニて世^ヨに^ニれ 聖^{セイ}王^{オウ}乃^ハ深^{シン}恩^{オン}と知^チ
 る^ニく^ニ此^{コノ}日^ヒも^ハ空^{カラ}に^ニる^ニ事^{コト}ハ^ハ惜^{オシ}き^ハ事^{コト}
 る^ニく^ニこ^ハ聖^{セイ}恩^{オン}と^ハ忘^{ワス}る^ニ事^{コト}ハ^ハん^ニと^ハ大^{オホ}乃^ハ
 日^ヒ中^{ナカ}に^ニ新^{シン}衣^イなり^ハる^ニも又^{マタ}洗^{セン}濯^{タク}の^ノ衣^イあり^ハる^ニも潔^{イサキヨ}
 き^ハ衣^イを^ハ洗^{セン}て其^{ソノ}衣^イの^ノ神^{カミ}社^{シャ}に^ニ詣^ミて親^{シン}戚^{セキ}隣^{リン}

里のるふて谷を穿れ凍を免る事と悦
てあそ其本と忘るるのさふと叶ふれ

十七日

此日と 東照宮乃沖忌日なり保元以来天下乱

て源頼朝と地甲兵の権と当り北條義時陪后と

朝廷と輕侮しけきハ 後鳥羽帝震

怒りて義時を追討せられしもの師敗るて

源氏國へ遷幸しあふ其後北條益跋扈しと皇

統のまこととおのぐもふ計ひるハ 後醍醐

帝御憤せあひて高時と謀戦あり此と北條

名和新田是利等の法將大功を立てきても復あ

高氏謀反して天下再び乱を萌るるの切に戦

死しと新田乃人々と義貞と始りてあつて死亡

せし新田乃流ふと 徳川の君冬河の潜居

して基業を始りたるハ 東照宮ふりて天下に

乱を平け 帝室を輔翼して太平の業を成

民を仁壽の域小跡せ給ふ征夷大將軍小任せられ

従一位太政大臣より元和二年四月十七日薨

高氏を
高氏と
高氏と
高氏と
高氏と

孫少後河國久能山小葬り後下野の日光山
 神なる正一位と賜らる正保寺中宮御を
 勅許あり積徳里仁功徳の大なる事天下に人遍
 く知る事なれハ詳ふ述るゝ及ぶ人

東照宮禍乱を平定しあひ天下の民地澤を
 被りて今あまの其慶幸の大なること華や
 河を述べざるあは昔保元平治よりこ
 ろうと河海鼎沸して源平此乱あり北條足
 利の叛逆ありするふあるハ後長志とゆく

上下相疑ひ一日と安んず心ある功臣を救
 親族郎位ふ玉まで數十百人一時血を
 其のいづれとていふ救を知り大なる功を
 君を弑し子其父を弑し兄弟叔姪互に賊
 殺す人偏乃道地と落く其暴悪禽獸より
 甚し此時ふあて天下に蒼生朝ふ大地の儘
 保よ依く世にも兵糧器械も持運び
 矢石のるゝ駆役せしれ年貢力役を断け
 ども田畠を耕さず暇をあけ夕ふ盗賊よ

家財を奪れあ子を殺さる室を焼く敵を
 ハ極端を踏む毒苗と刈て放火せらるるあり
 一村一郷盡く屠らるるあり飢て食を凍
 てなるも故を頼寡孤獨を憐むるも
 なく争訟をも聴断せむ弱きを肉を喰
 るあり一日片時も安んずるを殆ど百年
 小及び織田氏豊臣氏天下を取ら才智何ぞを
 天下と治るは
 東照宮天生の智勇を

以て天下の乱と平も忠孝仁義を以て太平乃
 基を築き紀綱を張て海内を法程し治を
 を示し暴乱を遏め西洋の異教を禁
 じて邪徒の姦計を絶ち又異國の治乱
 と考へ防禦を備へて没けしもの昭訓を意を
 治る天下は民を平治の若く免る風塵
 乃幾分る事二百餘年及び田島を耕し
 産業を治め父母妻子を養ひ冠蓋の意を
 其天年を終るものと云ふは此恩澤を忘る
 處うとざるも勿論なれども終るは日一の親戚

近都キンリンありて 東照宮カウツグの四壁を思ひ

矢石シセキの間マりて盛夏セイカ極暑ゴクショなり軍法リツホウに臨リンて

炎日エンジツ曝サされ隆冬リウトウ初寒キサンなり風雪フウセツを冒モウて

艱苦カンクありて物居カタクなり昔日コノヒより

と志シを盡ツクし我身アタシを安佚アイツに耽フケらばいふ

る艱苦カンクも思シて今日コンニれ業オコタを怠タラさんるを

互タガヒに勅諭クハシイウし又 東照宮カウツグの徳澤トクサクよりて

犬羊ケンヤウれ邪說ジャセツも迷マヨひ人倫リジンの交マキマリを断ツグる

のみとも思シひ第一ダイイチ外寇ガイコウなりあへん時トキを命メイ

と抛ナゲく防禦ボウゴれ今イマは堤人ツツヒト申即王コニ于興師脩イグサ

我ワ我ガ牙クハ與ボウヲ子シ同仇オナニシなりめ國家コクカの忠チウを

忠チウ人ジンと志シすべし也

五月二十日

大乃日タノヒ捕賊ポツク左中將サチュウ正成マサシゲ戦死シゲされ是コノ北條義時キョウジヤウシ

後鳥羽帝ゴトバテイと後醍醐國ゴテイコクへ遷ウツなり其子孫世コノミヤコ

天下テンカを掌シヤウ握アクし弄モノアソび 朝廷テウテイを蔑ハハめせしむる

後醍醐帝ゴテイゴ追討ツイトウありて 官軍カンクン敗マクる

帝ミカド隱岐インギへ遷セ幸カウせしめ此時コノトキより南ミナミに法國フコクの官軍

蜂起ハチキ中ナカ少コ楠公ナノキミ未坂ミサカ千敵チテキ破ヤ乃コト孤コ疎ソ保タモち
 小勢コセとシテ大敵ダイテキと防ボウき賊徒ゾク兵ヘイを頓ニブラ一日イチニチと曠タシくせ
 其隙ヒマ小 帝ミカド恙ウザあラ還幸クハシあラあひ友軍トモ六波ロクハ
 羅ラと破ヤり東師トウシを收復シウフクと是皆楠公ナノキミ乃コト大功ダイコウ也其時
 遂ス小天謀コテンボウ伏フスて天下テンカてび治シりも是利アシカバ
 高氏タカウヂ謀叛ボウハンて京師キョウシを犯ヨカて天下テンカ又マタ大乱ダイランるは時
 楠公ナノキミもも新田ニッタ等の法將ホウシャウと共ニ是を討破ウチヤクり高氏タカウヂと
 西國セイコクも追退オヒシロジけもも高氏タカウヂ再び攻キ上ノボるよも乃コトて
 楠公ナノキミ諫イサメ行ヨコまも遂ス小楠公ナノキミ海國カイコク淡川タンセンまで戦死センシせる
 主上ヌシ甚憐惜センセキありては後追贈ツイソウありて三位ミタテ左中將サナナカノサマ
 ありて公乃キミ忠義智謀チュウギチボウ世人セカイ乃コト傳ツタへ知シルれられハ詳ツギヒ
 記キされ

中右ナカミデ以来イザイ名臣ナメチと称ホウえり者モノ大織冠タイシヨクワン藤公トウキミ賜タマ
 太政大臣タイサウダイ菅公カンキミ也孝子コウシハ小松内大臣コマツノウヂ重盛シゲノリ公也
 忠臣チュウシンハ楠公ナノキミ左中將サナナカノサマなり古今コキンれ孝子コウシ徳下トクゲの
 色香シヨウカウハ愛敬アイケイとあり喪モハ哀カシミと致イダし奈マザリ小家ケイ
 を致イダし父乃コト志シと強事ツキと述ツべハ大變ダイヘンハ遇
 て不共ニ戴天イタマカの大讐シウと報ムクユるの類ルイ人ハ小繪コエ炎シヤ

たるもの多しといへども小松殿の如きは父入
 道の暴横ボウヲウより悖逆ハイギヤクは事にも及べりしを
 百方ヒャクハ幾諫キカンして不義フギに陥オチらるゝめど玉那タナの癢シ
 小慮シヨして忠孝チュウコウを令マシせしめしる古虞舜コヨシンの
 事を稱ホメしと承シヤウく又マタ不格フカク女メといふも願ネガふべ
 まる今忠烈チュウレツの士大切と建て社稷シヤシヨクを衛マモり
 成セツる節フは伏フし義小死ギコシしと青史セイシに光輝クワキを
 垂タしとるもれ多しといへども忠勇チュウユウ智謀チボウ節操セツサウ
 といふ天下後世テンカゴセの模範モバンとせしむるハ楠公ナノキミより

之のあはれ元弘建武ゲンカウケンブの時より忠臣義
 士シテあはれ出デてしる中にも 天胤テンインより此大
 難ナンを防フセぎし忠義の士を数コバえしハ兵部
 卿キヤウ乃ナリ官クワン 護良ゴリョウ 征東大將軍セイトウダイカンプウ乃ナリ官クワン 宗良ソウリョウ 征西大將
 軍キョウ乃ナリ官クワン 懷良クワイリョウ 親王シンノウ 乃ナリ義ギ小死コシしと風骨フウボネ凛然リンゼンたる
 ハ皇太子クワンシ 諱ミナト恒良コウリョウ 乃ナリ東國トウコク受命クハシメの官クワン 尊良ソンリョウ 征夷セイイ
 大將軍ダイカンプウ乃ナリ官クワン 成良セイリョウ 乃ナリ時勢ジセイ小助コタタしと幾キ漸シビ
 とあはれ凍澤コウサツより忠誠チュウセイをおさし 良臣リョウシンハ美里ミサ
 小松コラジ藤房フヂフサ卿キョウ也ナリ艱難カンナンの中ナカより大義ダイギを明アカく

一義士の氣を作興サクコウせし北畠キタハタの親房チカフサ卿あり
 危難キナンの間小周旋シウセンし乗輿シヤウヨを善ツカくするを志す
 未ミせし千種チクサ乃忠顯タキアキ卿あり事ミツれ初ハツより密
 議ギ小部アツカり法蘭西フランクの義士と募ツリし右中ウナウ辨俊ベントシ基
 朝臣アソシ中納言スケトモ資朝ユキ卿具ツモり卿等キナウは人となり
 身ミを以モて
 玉體ギョクタイより代り乗輿チヨウヨと危難キナンより脱マダレ
 させしもの花山院クハサンインの文貞ブンテイ公キミ師賢シケンなり兵ヘイ呂ロ
 小をて志シし矢石ヤセキを祀オカし辛勞シンロウ勤苦キンクせし
 鎮守府チンシュフ大將軍アキイユ顯家ケンカ卿を始ハジメして四條シヤウ乃贈オウ

左大臣サダメ隆實リウジツ公キミ左大臣サダメ實世ジツセ公キミ等ナニあり武家の
 人々ヒトの義兵ギヘイを舉ホトげて糧倉リョウクラを一掃ソウし北條キョウを
 殄滅チンメツし高氏タカウヂをも志シしクン寢感シンカンせしめ元ゲン
 勲クンと新田ニッタ左中將サナカサマ義貞ヨシサダ朝臣アソシなり乗輿シヤウヨ還幸クハシ
 と守護シユゴしなり孤軍コクンを以モて大敵ダイテクを退ヒキけしハ
 名和ナカ又左郎長サカトシ年トシ也鎮西チンサイの朝敵チョウテクと志シしク若
 戦セシして賊ツク流都リウドへ攻ツクむ事コトを以モてしめハ
 菊池キクチ乃一族ナニツク其功キコウ大ありし陸奥リクオ其官軍キカンハ
 白河結城ユフキキ等也南海ナニウミあり友軍ユウクンハ出居イデ場トク終也

智勇謀畧ありて人品雅正ありハ兒島備後
三郎高德なり其他新田の一族義顯義助
義興義宗義治及び堀口金谷江田大館大井
田里見等を始々々々諸國にも土岐多治見
足助錦織富士名三條等の義士夥多ありと
いへども楠公は傑出として忠勇智謀他より
倫とてそのあり其切實著しく辛勞苦
て忠貞の節とあり諫約をささるゝ乃て忠
死と快く是より天下の大勢一變して官

軍日々沮喪し中興の業を遂げけりしハ
實小千載の遺恨ありといへども楠氏の子孫宗
族正行正家正朝正高等を始々々々お踵く
義に死し命を塵芥とせしもの輕くして忠烈の
氣天地に塞る我常陸の 贈大納言殿漢
川小碑を建て嗚呼忠臣楠子墓と彫り碑陰
よる明の義士朱舜水の撰める楠公は贊を
刻せしめしれども千古忠臣の第一等なりと
人倫乃模範とあり天下後世々々も義士の

意を勵ハゲマむるに於ては貴賤キセンをわけては日小遇
 ても其同志コトを友ともおと相共モトメに義を勵
 するは時ジ所ショ位イに於て國家シタカヒに忠とおとん事
 と漢海思ダンロシふと風教フウキョウの美つて助タスけなりとて

六月十一日

此日ツキ十三ノ八月ツキ十三ノ次祭あり神祇官ジンギクワンにて行ヨコトふ令義解リギウノギダ小女
 庶人シヨ宅神祭タクノカミとて儀節祝詞ギセツノコトを八節ハセて祈奉祭トシホコヒに同
 庶人乃宅神祭オノノカミと各其一家の安穩ヤシヤンおとんを
 小女コメなりとて

なるもの其義と宅神祭タクノカミと同ドウけきとも天
 下カミ社ヤシ社ヤシまで何事も幣帛ヘイボクを頒アガたふこと
 生島イクシマ乃神の祝詞イクトを皇太神の祝詞ミコトノミコトノミコト
 と海外の諸國法島サキもて建國ケンコクハ庶シロ岐國サカキを
 平タイラけくともあり生島イクシマ乃祝詞イクトを島シマハ千島センシマ
 陸オトロフる事ありとて祈り皇太神の
 祝詞イクトを遠國トウコクをも八千個ヤソソナお掛くことあり
 めるものなり是即スナハチ日神ニギハヤヒ乃照シヤウ
 臨リンするものなり日嗣ヒツギ此君一家のミコトノミコトノミコト

育^{イク}一^ニあひ四海^{シヤウカイ}の民^{タミ}ハ子^コ弟^{テイ}僮僕^{トウボク}の其家^{ソノイヘ}れを
 仰^{オホス}ぐが如^ニく仕^シへ奉^{ホウ}るを理^{コトワサ}めと 日神^{ニチガハ}の
 照^{テル}候^{コト}一^ニ照^{テル}ん限^{カギ}と 日嗣^{ニチシ}の君^{ミコ}れ沛^{ハル}宅^{タク}やと
 あまハを國^{クニ}を網^{ツナ}お掛^{カケ}くしあるがやと
 皇^{クニ}化^カ小^コ向^カく一^ニめ事^{コト} 至尊^{クニ}れ宅^{タク}神^{ジン}を
 ありあふ義^{ヨシ}あると一^ニされど天下^{テンカ}の民^{タミ}既^{スデ}に
 皇^{クニ}上^{カミ}れ宅^{タク}中^{ナカ}に生^ナれぬもバ遠^{トウ}く蠻夷^{マンイ}の國^{クニ}
 までも網^{ツナ}お掛^{カケ}く率^{ヒキ}ひ提^{シタガ}く一^ニめんを教^{シカサ}ひ志^シ
 を同^{ドウ}く一^ニて國^{クニ}小^コ報^{ホウ}めと一^ニさるべけんやと

至^{オホ}るを諸國^{シヨクニ}法^{ホウ}焉^ニ宅^{タク}と一^ニ照^{テル}ひ諸侯^{シヨウ}ハ其國^{ソノクニ}
 を宅^{タク}と一^ニ士庶^{シシヤ}人^ニ其家^{ソノイヘ}宅^{タク}とと各^{オノオノ}其^{ソノ}己^ミが宅^{タク}
 の安^{ヤス}く一^ニ事^{コト}を祈^{イラ}んとあふ此^{コノ}日^ヒを以^{モツ}て安^{ヤス}る
 づまや昔^{ムカシ}より祭^{マツル}宅^{タク}神^{ジン}一^ニ吉日^{キツニチ}あると一^ニも
 何^{ナニ}も此^{コノ}日^ヒを以^{モツ}て 至尊^{クニ}れ四海^{シヤウカイ}宅^{タク}
 と一^ニありあふ日^ヒあまバ四海^{シヤウカイ}の民^{タミ}一^ニ人^{ヒト}とて
 其^{ソノ}仁^ニ德^{トク}の修^ユ澤^{タク}を被^{カケ}らざる者^{モノ}たあ一^ニ干^{カン}支^シあると
 の吉日^{キツニチ}を擇^{エラ}て祭^{マツル}く一^ニよりハ此^{コノ}日^ヒを以^{モツ}て吉日^{キツニチ}
 日^ヒを以^{モツ}て一^ニと 至尊^{クニ}れ四海^{シヤウカイ}安^{ヤス}るを祈^{イラ}り

神之日小常りて早稲とて天下を普く祈

らんと 神明も神守護一ありて也

今日神今食あり神嘉殿ありて又神祇官小

ての事ありて伊勢 皇太神を近らしめて

天子神自神饗を供ぜりて大嘗會の

神饗此儀より此儀々十二月と二度ありて月次

神今食の以て神日より忌火神飯を供て神事

と神日より始りてふよりて火を忌む心也とて

神饗も供て偽危と喪服ありての事内を傳

止と此系終り十二月より解齋の神粥を供とて也

皇太神四海に照臨ありてなり 日嗣の君

替りてぬと千載世天下を覆育し給ひ萬民

衣食を均て其生を安くする事神の條とて

舉りてぬと今もなりて 至尊と

位を授て 神明の事ありて忌と神

いど殊小今日と四海を宅とて祭とてあり日

たもバ 皇太神を神殿小近なりて

神自神饗を供とて事孝子に宅中

ありて親^{オヤ}の事^{ツカラ}をばか^{ツカラ}天下に人皆 神明
 乃^{マツタハ}末光^{マツタハ}を作^{アツ}ぎ 天胤^{テンイン}の霞育^{フクイク}中^{ナカ}に生^{ナマ}く其
 身^ミも安穩^{アンオン}あるがよ今日各自^{オノオノ}に宅神^{タクジン}を祭^{マツル}り
 事^{コト}をゆくりされば此日^{ココノヒ}中^{ナカ}に神^{カミ}を祭^{マツル}ると
 なるべ 天朝^{テンテウ}ふも神^{カミ}今^{イマ}食^{タベ}は儀^{ノリ}ありと
 天祖^{テンソ}小^コ考^{コウ}を盡^{ツク}きと終^{ハヤ}る事^{コト}を知^チて自^ミもその
 父^フ祖^ソの考^{コウ}を尽^{ツク}き事^{コト}を思^{オモ}ふべし也

晦^{ミヅノホリ}

今日^{オホノヒ}大^{オホ}後^ゴあり百官^{ヒャクカン}盡^{ツク}く朱雀^{シュウジャク}門^{カド}に集^{アツマリ}り被^{ハラヒ}をさる也

六月^{ムツロク}十二^{ニジュニ}月^{ツキ}二^ニ日^{ニチ}あり中^{ナカ}臣^シ祝^{イハヒ}詞^{ハヒ}を宣^{ノリ}ふ大^{オホ}の詞^{ハヒ}中^{ナカ}臣^シ
 被^{ハラヒ}と稱^{イハレ}ふ其^{ソノ}大^{オホ}意^イを親^{オヤ}王^{オウ}諸^{シヨ}王^{オウ}を初^{ハジメ}とて朝廷^{テウテイ}に仕^{ツカ}
 なる法^{ホウ}臣^シ百官^{ヒャクカン}の過^{アヤマ}り犯^{ヲカ}せし罪^{ツミ}を被^{ハラヒ}ひ清^{キヨ}めんとす也
 天神^{アマツカミ}より 皇^{スメ}孫^{ミマ}に授^{サツケ}けり國中^{クニナカ}に生^{ナマ}る天^{アマ}之^ノ
 益^{マス}人^{ヒト}等^ラが過^{アヤマ}り犯^{ヲカ}せし罪^{ツミ}を天津^{アマツ}祝^{イハヒ}詞^{ハヒ}乃^{ナラ}
 太^{フタ}祝^{イハヒ}事^{コト}を宣^{ノリ}ふ天津^{アマツ}神^{カミ}國^{クニ}津^ツ神^{カミ}聞^{キコ}食^シふ
 皇^{スメ}帝^ミ孫^{ミマ}之^ノ命^{ミコト}の朝^{チカ}廷^{テイ}を始^{ハジメ}て天下^{テンカ}四方^{シホフウ}に國^{クニ}に生^{ナマ}る今日^{オノノヒ}
 より始^{ハジメ}て罪^{ツミ}を清^{キヨ}めんとす乃^{ナラ}罪^{ツミ}を天津^{アマツ}祝^{イハヒ}詞^{ハヒ}乃^{ナラ}
 又^{マタ}今日^{オノノヒ}家^ケに小^コ後^ゴをあらはれしを祈^{イノ}るなりと

人の過り^{アミ}犯^カせし罪を解除^{カイ}せしといふるを神^{カミ}
 代^ヨより此風俗^{フウゾク}より素盞鳴尊^{スサノミコト}此罪を法神
 解除せしめし事と見えたり此風俗より
 今もあまた人の罪を解除せしめたり
 といふ年此年^{ナカハ}あまた是より以前乃罪をバ
 解除して今日より更^{アラタ}に始^{ハジ}て罪ある人を
 神^{ミツカラ}より自^{ケイ}を赦^シす又今日より十二月
 ありて一年此年あれば十二月より同く解除
 せらるゝあるべしかみめく小民よあまた一旦^{タシ}

乃^{アタタチ}過^{アミ}ありし罪を犯^カせしありて神罰^{シバツ}を
 蒙^{カウフ}る人々を憐^{イシ}みあひて是を解除せしめ
 小民^{オシ}なるもの已^{オシ}に其^{カス}赦^シれ中^{ナカ}にあらざる
 事^{シラ}をもあまた罪を畏^{オソ}き過^{アミ}を改^{アタタチ}めし
 心^{ココロ}をあらたしめしありしよしありし也
 又按^{アタ}する小人民を稱^{アホノマス}て天益人^{ヒト}といふ事ハ伊
 弉^サ冉^ニ尊^{ミコト}あはれざるよしとせし時日^{ナカハ}小千頭^{チカフヘ}を
 赦^シさん^{シタミ}と宣^イひて伊弉諾^{サノミコト}我^{ナニ}を日^ヒより小千五
 百頭^{ホカフベ}を生^{シヤウ}まへと宣^イへりよりして人民乃

事を天益人とい稱せ也天地の間は陰と物
 を結陽は生と云ふ自然の理あり太初よ
 りて陰神を肅殺せしより陽神を生養せ
 たり終ふされども天地の道は陽を重むこと
 なる故陽神の宜ひ事と主として人とい
 益人と稱する也陰陽は晝夜は如く天地の間
 小陰氣勝時天下乱て人民耗滅陽氣勝
 と此を世治りて人民生息を其大教は晝を夜
 よりも重むる理あり

陽りありて夜より重むる晝夜は如く天地の間
 夜半の刻なり是陽は如く陰は如く陰也

中を治日ハ乱日より多く人民は萬息を古
 よりも重むるなりハ果ては益人の稱なり
 どもといふべし東は日出所なり陽氣は發
 する所なり生養を育して益人とい稱し西
 方ハ日没所なり陽氣は收る所なり寂滅
 を育して養生を稱するは天地の生氣と
 文く萬息なる人民は生あり父母小事あり
 とき喜ひあり

と新より、我目出度ありとれ

今日も鎮火祭ありて火災を防ぎ道饗祭ありて鬼魅を防ぐ疫神の祭也何事も小祀也此二祭拾芥抄よりハ吉日と擇ぶとあり

七月四日

此日大忌祭風神祭あり四月小同

八月上丁日

釋奠あり二月小同

九月十一日

今日例幣あり大神事あり故新日より今日まで偽

尼と喪服の人参内を停止を例幣とい毎年伊勢

皇太神宮へ神幣を奉らせ給ふ也毎年此事あり昔々

太極殿より出神ありて何れも何れもを後より神祇官

へ奉りて此より何れも齋主中忌忌部ト部を

奉りて神幣と文にて出づ使の王治馬申よりを奉る

奉幣のころ

十四日

神衣祭四月小同

十七日 神祇令ふハ神衣祭の日とあり

懸税とハ此条ニハ新
稻の額をツキ合セテ竹

皇太神宮小宮々々外宮八十六日所

三
 二
 外宮
 二足

石曉石神酒母之岳

諸國以神稅
釀造而貢之

外宮五百
二十束

大稅一百八十束

以五把為一束
宮之八千束

斤ハ片々外官
之八百束なり
此外種タネニ此物あり

外宮ハその
数々を減て

馬と進め次

使中臣

次小使乃

あつき使乃中長祝詞を申す神宮司之祝詞

宣統元年次祭文同

元日乃條又二月初^{トシ}年^{ゴヒ}

粗述

天照皇太神

嘉穀を重

國

保食の神ありと聞せあひて天然人なり

て
往ユキ

是を視ミぜしめらるるに牛馬ウシウマ蠶カイコ粟アハ稗ヒエ

イ子ムギマメ
稲妻火水

豆をとりぬき甘く煮てハ甚毒なり也

八十八タ ヨロユ

給ひくば物ハ民乃食て活スぐきありとて粟

稗史

陸田種子ハタツモノ——
搦イ子を水田種子ダナツモノ——

天邑君

定廿夕

女福を天授田長國
 了ノサタナカタ

種ウエて沛ミ田タと

を給ふ

皇孫瓊杵尊天降りあふ時よ

及天神高天原より所をみれば齋庭の穂を授ら

る是よりして嘉穀の種天下小墾行せらるる

四海は民年々小水田陸田を耕耨して父母妻

子と喜ひ飢る事あらずを終るものとハカ

り也俗説に天穀の種ハもと天照より授けしと云ふ事あり是俗説の妄説とて古より承て主祀あり嘉穀なる

事痛くおき皆日神の賜ものなれば今

日小至るまで日嗣乃君弟民を覆育し

給ひ日神の徳澤を報いしなり

小九月新穀の熟する時を以て

皇太神宮よ

幣帛新稲を供せし外宮に豊受神より又

穀を獲り給ふ神おきば皇太神宮に於て

供ふ也弟民今日生を養ふとのと即

日神の徳をせ給ひ嘉穀を食て生活する事

なれば食する毎に神恩を報いしなり

思ひ給ふ新穀熟する時ハ其心を思ひ

皇太神に謝する人徳をまきば至尊

ハ辱けあらず弟民の如く思ふ心を玉體にお

たをせむひく此月の十七日小諸王を使ひて
主との神を親王とす二世幣帛彩縞を皇太
神宮に進めたり執事追奉れ誠を以てあひ
且ハ萬民の爲に日神の大恩を謝せしめ
給ふ也天下に士民日ふ日神の植を
あり穀を食ひ又己の身ありて
神小謝せむ事をも萬乘の君は
せしむる也其奉を念ふに地は一月
乃口腹を養て世を安んずるハ禽獸の
欣びなり

乃十一日又十七日ハ彩縞懸けぬるを
喜び神社に詣りて日神の深恩
を謝せしむる也又神社ハ
皆とて小日神の天切を亮けたりてその
所乃民物を法撫めり神を以てバツの神
を祀るなり即日神の恩を謝せしめ
小計づる也されば月所々の神社に祭事
ありとも各々所々ハ彩縞の懸せしむるを喜びて

氏神をいさめあする事あると思ひし事ハ
是よりあはれなりと云ふ即ちの事也

十月十六日

此日ハ大織冠録足公此書ハ神代ノ古天皇命

ハ天兒屋命此書孫ナリ神代ノ古天皇命

天祖ノ事ハ奉リ天孫降臨ノ事ハ時ニ五

部神ノ上首ナリ奉侍セリ是よりして世々神

事を掌リ神武天皇の御時ニ其孫天種

子命ニ其孫中臣氏ト云ふ事也

中臣録子と稱 後小碓足と改まる

乃神神春日社ニ其一座ハ鹿島社ト云ふ事也

て改と執ル 欽明天皇此御時佛法渡リ

より蘇我稲目子馬子皆佛法ニ歸リ馬子ハ

厩戸皇子ト謀テ物部守屋を殺シ遂ニ崇峻

帝を弑逆ニ遭フハ是よりして蘇我氏ノ改を

ちナリ 皇極ノ朝ニ至リハ蘇我氏ハ入鹿專

肆ニシテ朝廷を危カリシハ天智天皇

イマニ皇子ナリ渡リて此よりして是を憂フ

録^{ハカリコト}と謀^{イハ}を令^{イル}せて入^カ席^{キウリク}を誅^{チウ}戮^{リク}

孝徳天皇

と^{タテ}紀^キ綱^{コウ}を振^{フル}ひ制^{セイ}度^ドと脩^{コサ}め^{コサ}中^{コウ}興^{キウ}の業^{ギヤウ}を成^ナ

給^ナふ^ナ強^ナ是^ナ云^ナ肉^ナ虎^ナとて天^ナ業^ナを輔^ホ佐^サ其^ナ切^ナつと^ナ

る^ナかり^ナけ^ナき^ナ中^ナ臣^ナを改^ナて^ナ后^ナ原^ナ朝^ナ臣^ナに^ナ姓^ナを^ナ賜^ナり

大^{タイ}織^{シヨク}冠^{クワン}の位^イを授^{サツケ}く^ナ皇^ナ親^{シン}と^ナなり^ナ天^ナ智^チ天皇^ナの

二^ニ年^ニ小^コ薨^{コウ}せ^ナる^ナ天^ナ皇^ナ世^ナを^ナ治^ナる^ナより^ナ八^ナ子^ナ孫^ナ世^ナに^ナ

輔^ホ佐^サの臣^ナと^ナなり^ナ皇^ナ業^ナを^ナ極^ナむ^ナ

古^ナハ人^ナ民^ナ淳^ナ樸^ナと^ナて治^ナる^ナの法^ナ備^ナふ^ナされ^ナる^ナ

自然^{シゼン}に治^ナる^ナの風^ナ業^ナ日^ナ々^ナ小^ナ治^ナと^ナなり^ナ治^ナひて人^ナ

民^ナの機^ナ智^ナと^ナる^ナ詐^ナの^ナも^ナ多^ナけ^ナき^ナ人^ナ

倫^ナと^ナ治^ナる^ナは^ナ是^ナを^ナ治^ナる^ナの^ナ制^ナ度^ナを^ナ設^ナて^ナあ^ナる^ナ

治^ナる^ナは^ナ是^ナを^ナ治^ナる^ナの^ナ忠^ナ孝^ナの^ナ

教^ナと^ナ天^ナ祖^ナの^ナ神^ナ時^ナより^ナ其^ナ象^ナ備^ナり^ナされ^ナる^ナ

應^ナ神^ナ天^ナ皇^ナの^ナ法^ナ時^ナ孔^ナ子^ナの^ナ道^ナを^ナ傳^ナへ^ナあ^ナる^ナ

潤^ナと^ナ孝^ナ徳^ナ天^ナ智^ナの^ナ制^ナ度^ナを^ナ

立^ナて^ナ天^ナ下^ナを^ナ治^ナる^ナは^ナ録^ナと^ナ云^ナ輔^ナ佐^ナの^ナ臣^ナと^ナ

大^ナ切^ナの^ナ是^ナ開^ナ闢^ナ以^ナ来^ナは^ナ名^ナ臣^ナと^ナて^ナ功^ナ徳^ナの^ナ

大^ナの^ナ是^ナ下^ナ後^ナ世^ナに^ナ傳^ナへ^ナる^ナは^ナ制^ナ度^ナ文^ナ物^ナみ^ナ

十一月上卯日

中寅日

中卯日辰日

此月此申卯日ニヒナメを新嘗祭とて今年此初禰ハツホを神
小奉らせ給ふ中辰日
下トヨノアカリノセキも給ふ是を豊明節會エとや也
を新嘗祭と申又 天皇御即位ソクイの年ふ給ふ
給ふをバ大嘗祭と申す踐祚センソクの大嘗祭と申す
あまハ時代タイシは一度乃大祀タイシなり昔八年ハチノエに給ふも

又帝即位の年此祭をも皆大嘗とも新嘗とも毎
て祓也也々々の祭ハ中祀をまゝも踐祚の大嘗ハ
大祀なれば其義殊小重一豫め悠紀主基の國郡を
卜定一八月より至く大被使と又歳七道小各一人
々々又別一人々々て天神地祇に幣帛を供せ
らる 皇太神宮小を法主と使と人又被穂田と
て國々々六段々百姓の作る稲を進むその代り
少々正税を以て是より餘り也悠紀主基の國ハ八稻
貢ト部種貢ト部と也齊郡小至て大被河り田以

トと卜定一々齊場を作り市歳神宮の八神を
祭る 市歳神宮市魂神夜高日神大市食神大宮
女神事代主神阿須波神波比伎神なり 此外は稲實齊
庫々皆黒本草を以作り紫を以籬と人ト部國郡
司以下と率々田小臨々穂を被取初は被取れ四米
を供濟の飯に擬一其餘は黒酒白酒とす也稲を
ハ籠より賢木を挿み木綿を着け市飯の稲をあ
りて運送と京に齊場と設て黒本草を以院を
作く市稲を収む市飯の稲々棚を造て別々置あり
九月より神服社神主と冬河國より々々祓後と

減しむ十月中

天皇川下臨幸し給ひ沙

禊あり十一月終り晦まで一月の散齋此れ日より

介れ日より三日の致齋ありは月小を畿内乃國々

佛齋を禁む佛ハ我狄の法にて寂滅の道なれば陽氣盡きて

て何事の神事小の佛齋を禁むるよりあまも此沙衣ハ雜用此料

ハ國々々々正税一万束也米六百石あり常前七日小大嘗宮

を修る東々悠紀院西ハ主基院なり大嘗院乃北小

廻立宮を作る皆黒米草を以作る也十一月中寅日

ハ齋服を給卯日乃平明小神祇官幣帛を給神

小班初年余の條より儀仗を設る申元日の儀

のめ已時供物と大嘗宮ハ收む僧服案沙福輿注

膳案黒酒白酒火燄白杵眞新等の品也次ハ阿波

國忌乃織の糸の兼服此案と僧衣案乃後小奠

く次ハ沙版の福を煮る火を燄沙版を炊く次ハ多

賀須伎を煮る小奠く戌時ハ宸儀始て出さる

給ひ廻立殿ハ臨み参皮を給へる大嘗宮ハ入せ

る吉野國柘植笛工古風を奏し悠紀乃國自歌人

と々々國風を奏せむ語部古詞を奏と

たるを今日ハうるく^{アブスリ}素摺を司也辰の時ふ

車駕^{シヤガ}豐樂院^{フラク}に臨^{リン}み悠紀^{ユキ}乃^ノ帳^{チヤウ}小^コ沛^ペせしる神祇^{シヤキ}
 宮^{ミヤ}の中^{ナカ}后^{トニ}賢^{サカ}本^キを執^{トリ}く天神^{テンシン}の奏^{ソウ}詞^{コト}を奏^{ソウ}せしる
 神^{シン}璽^シ此^{キヤウ}鏡^{ケン}劔^{ケン}を奏^{ソウ}せしる已^ユ時^キ乃^ノ悠紀^{ユキ}國^{クニ}詔^ミ膳^ケを薦^スむ
 五位^イ以^{キヤウ}しる奏^{ソウ}せしる乃^ノ宮^{ミヤ}唐^{タウ}の儀^ギ乃^ノ同^{ドウ}多^タ明^{メイ}
 物^{モノ}と詠^{シヨ}目^シ小^{アガ}班^{コク}ちある國^{クニ}日^{ニツ}歌^{ウタ}人^{ヒト}とる國^{クニ}風^{フウ}を奏^{ソウ}
 せしる乃^ノ主^ハ基^キ乃^ノ帳^{チヤウ}乃^ノ遷^{セン}沛^ペせしる前^{マエ}の儀^ギ乃^ノ同^{ドウ}
 事^{コト}乃^ノ悠紀^{ユキ}國^{クニ}乃^ノ祿^{ロク}を奏^{ソウ}せしる已^ユ乃^ノ日^{ニツ}存^{ソン}此^{コノ}乃^ノ悠紀^{ユキ}
 乃^ノ帳^{チヤウ}乃^ノ沛^ペ乃^ノ沛^ペを薦^スめ和^ハ露^ロを奏^{ソウ}せしる五位^イ以^キしる

管と給ふ風俗の樂と奏と辰の日も同く未時も
主基の帳より清居を修め田獵を奏すお儀
も同く子時迄主基の國より福を賜ふ辰日とハ悠紀
乃茲云已日とハ主基の節會といふ平日も國
此國司氏人多く叙位あり巳時も清膳を薦め久
米壽古志舞を奏と申時ハ大歌并ふお節會を
奏と次ハ解齋乃舞を奏と又酉時ハ人々柏
を給ふ即酒を交飲迄と給ふ酉時も
以下五位以下ハ福を賜ふも此日六位官以下も
皇太子

國駐使下以下ハ福を給ふ兩國ハ主典以下法郡日
主帳以上別勅乃叙位あり大膳大炊造海國日
酒食を賜ふは祭平て祿臣の卜迄とある國悠紀ハ
きく清居神八座をあり解齋を是踐祚大嘗
乃後の大祝也年々此新嘗祭ハは儀を略してハ
給ふや
朝儀を具列するハ勝るおそれとも民の瞻仰すべき大
眼目あるを延喜式に家次才おは擡てより大縁を奉ぐ

食々民乃天より雨を乞ふ神代よりて
歷朝の聖皇神武天皇を重むる事
乃條々漏れりて其ハ萬民の爲とす

穀を祈り給ひ秋冬ハ萬民の爲メ天神小報
 命^{サイ}より新嘗^{ニビナメ}と申て新穀を嘗給ふれ
 めて神代の古也 日秋の新嘗一給ひ
 一の^{ルイ}より是よりて思ふ^{ミヨク}乃
 聖帝明主天神地祇を奉^{セイテイノイシユアマツカミクニツカミ}せめひかみ龍^{ハム}ひ
 始^{カハ}よりるの儀を祈つて也新穀乃原^{ミナモト}々
 日神の種^{タネ}をせ給ひる事^{コト}ハ年々九月穀乃
 熟^{ジュク}する時^{マツ}ハ神嘗^{カンナメ}れ奉^{ホウ}りて
 を奉^{ホウ}せめより十一月お至^{キタ}て諸國より供進^{クシン}
 乃物を備^{ツク}りぬま^バ 主とみ^ミのり

天神^{クワ}は供^クせられ次^{ツギ}ハ天下^{テンカ}に諸神^{シヨカミ}をも奉^{ホウ}せ
 らま^ラて其後^{キノチ}ハ 主^ミとて新穀^{シンコク}をま^マじ
 め群^{グン}臣^{イン}にも賜^{タマハ}ふなり米穀^{ベイコク}を給^{キヨ}ふ事^{コト}也
 るよりて神代^{カムヤマト}ハ天^{アメ}の代^{ヨリ}乃古風^{コフウ}のま^マよりて給^{キヨ}ハ
 主^ミ儀^ギ節^{セツ}ハ皆神代^{カムヤマト}乃古風^{コフウ}のま^マよりて給^{キヨ}ハ
 る中^{ナカ}に素戔^{スサ}を奉^{ホウ}一忌部^{イニベ}鏡劍^{キヤウケン}を奉^{ホウ}らるる
 之中^{ナカ}に遠祖^{エンソ}天照^{アマテラス}命^{ミコト}忌部^{イニベ}の遠祖^{トトノ}太玉^{タマ}命^{ミコト}
 也 天祖^{アマツミコト}乃側^{カタハラ}よりて神事^{ツカサト}を司^{ツカサ}り

降臨

アマノタ子コノ

解 除

太玉命

アメ
ト

ジャウ
シヨク

1

3

1

"

て^{ヌキホノ}拔穂田乃事^{コト}仰りて國毎に六段とれ^{コト}稲
を^{イナ}進む宮主一人を^{イナ}攝^ミ實^ミト^ミ乃^ミ祐^ミ臣^ミト^ミ部^ミ各
一人^ミヲ^ミを^ミ悠^ミ紀^ミ主^ミ基^ミ乃^ミ二國^ミ小^ミ遣^ミて

天神小^ミ修^ミ乃^ミ下^ミの^ミ沙^ミ飯^ミ是^ミ酒^ミ白^ミ酒^ミ乃^ミ稻^ミを
調^ミ進^ミを^ミ神^ミ代^ミより^ミ布^ミ帛^ミ庶^ミ物^ミを^ミ調^ミ進^ミせ

國々各^ミ其^ミの^ミ回^ミ業^ミを^ミ終^ミて^ミ奈^ミれ^ミ料^ミを^ミする^ミか
し^ミけ^ミを^ミと^ミて^ミ至^ミる^ミあ^ミま^ミと^ミ交^ミ取^ミせ^ミ終^ミひ^ミて

沙^ミ飯^ミ酒^ミと^ミる^ミ親^ミら^ミ天神よ^ミ供^ミふ^ミ

是^ミ乃^ミ民^ミ乃^ミ天神小^ミ執^ミい^ミま^ミん^ミと^ミする^ミ誠^ミ心^ミを

玉^ミ體^ミよ^ミ負^ミつ^ミせ^ミ終^ミひ^ミて^ミあ^ミま^ミを^ミ天神よ^ミ通^ミじ

終^ミふ^ミ沙^ミ乃^ミお^ミれ^ミば^ミ天^ミ下^ミれ^ミ臣^ミ民^ミも^ミ此^ミ義^ミを^ミ知^ミり^ミて
此^ミ日^ミ少^ミを^ミ祝^ミひ^ミ喜^ミび^ミて^ミ天^ミ恩^ミを^ミ仰^ミふ^ミ事^ミと^ミす

たり^ミ今^ミハ^ミ拔^ミ穂^ミする^ミの^ミ事^ミと^ミや^ミみ^ミて^ミ終^ミひ^ミて^ミあ^ミま^ミを^ミ
悠^ミ紀^ミ主^ミ基^ミ乃^ミ國^ミも^ミ乃^ミ小^ミ定^ミり^ミて^ミト^ミ定^ミと^ミし^ミる

る^ミけ^ミま^ミば^ミ諸^ミ國^ミの^ミ人^ミ民^ミと^ミ日^ミか^ミや^ミう^ミれ^ミた^ミ奈^ミ何^ミの^ミ事^ミ
と^ミも^ミ知^ミれ^ミども^ミ今^ミと^ミ天神の^ミ播^ミ種^ミを^ミと^ミす

一^ミ米^ミ穀^ミを^ミ食^ミて^ミ生^ミ活^ミし^ミあ^ミが^ミ其^ミ種^ミを^ミ与^ミふる^ミ
源^ミも^ミ知^ミれ^ミども^ミ天神乃^ミ賜^ミもの^ミを^ミ授^ミふ^ミ事^ミ

せんハ思ふべき事ハあらざるやされバ士民
 く今日ハ神社ヲ詣テ或ハ親戚朋友ヲ集
 して新穀ヲ嘗セシ 天神の沛恩ヲ謝シ
 もんを思ふべき事なり

十二月三日

此日ハ 天智天皇ハ赤國忌ナリ 天智天皇

皇ノ御宇ハ前少ノ述ニ如ク厩戸馬子の乱ありて
 より蘇我氏權ヲ專シ 至リテ威權ヲ
 更ニ蘇我入鹿逆成ヲ振ヒ 朝廷乃紀綱乱ニ

ハ此ニ記 天皇末皇子ハ少リシガ故ニ是

と憂ヒありて入鹿を誅戮セシレ宿弊を一洗
 制度を立テ永世の法則トセラル 孝徳

齊明乃朝ル 皇太子ハ輔翼ヲ得ヒ世

とあるニ如シテ十年即位ニ在位四年ナリ

崩御ナリ國忌ヲ法代トシテ改メテある事見ハ

中興乃 主ハ如クある事見ハ此赤國忌ニ

かりハ後の世ニ於テかりぬ事ナリ也

天祖天業ヲ創メ臨ヒ 皇孫天位

を終るひ

神武天皇天下を平定

崇神天皇四方を經營

應神天皇文

教を弘め終るひ

歴朝の経緯よりて天下

治安ある事日久かりしうども一治一乱を

世の常あるまば中世以降権臣威福の柄を弄ひ

朝廷の紀綱乱るるも

天智天皇逆惡を誅

鋤中興乃大業を成終る古より有功を

祖より有徳を宗とするる聖賢は法より

て人情のなるまば神武天皇を大祖とす

又始馭天下之天皇とも

崇神天皇とも

神代國天皇とも

應神天皇を八咫鳥と

乃宗廟と崇めたり

天智天皇を中

宗とすなりける古人の書おもふなり

應神天皇より以て六年曆と久しく崩落

の月日もさたりあらざれば國志も置るべ

天智天皇と國志を永くかゝる事小定あり

て神武の國志れしより小時よりハ改定なり

凡百の禮度法制衣冠御常官職位階なり

よきく國郡の分割田此經界百姓里居
至りて此 天皇の經綸ありより起
今に至るまで人民の表準となり礼義の國
となりて異域より君子國を呼ぶ事
偏は 天皇の功德ありきま天下乃
臣民たんとおのけ自ら守る事 天皇の
功德を思ひ親戚朋友も語り傳へて古を忘
れず礼義の邦は生きて我狀大羊れ俗と異
ありきを喜び自ら志を勵めて君子國の君

子たんと事を心とすべし也

六日

今日ハ我常陸の 賜大納言殿の蒙あり日也
公を武を備へ文を並礼儀類典等の書を編修あ
る 天朝は然り給ひ國史を修めて君臣
乃大義を明かせ 元禄十三年は蒙り給ひ謚
を義とす 天保三年ハ 敕命ありて功德
を褒賞し給ひ從二位權大納言を追贈せらる
天祖忠孝れお象と當り給ひてより 皇統

千載世を經て易らねどされども世の變は
一端なりタリ根ありとも出まゝ禍亂クラシの原ミソトか
る事少くも孔子も名不正言不順と宣へり
君臣父子は名を嚴ゲン正セイありとてべりんや古より
其名正かりざるもの多しといふも文治以來
天下は勢一變ヘンして諸國の守護地頭シユゴキトウみる漁倉
乃家内されば天下の人鎌倉ある事を知て
天朝ありとを知ざるもの多く承久乃變元弘
建武の乱れぬと天下忠勇チウイウは士といふも

萬乗は主よ向ひあはせてりといふを不義あり
とも思ふがごとく各其主シユはる身と致し事
皆名を明メイありとて我義公一國の
治教チキョウ小心を盡ツクさせ給ふと論ロンとらふ及ぶと
夙ソツは忠孝は道明ミチアカあらざるを深く歎ナゲせあり
て大義をてふ小恥コチよせんとして讓國ジヤウコクの義三季
乃妻モれぬき父子の恥を明ミチかり給ふ既スデは
人の模範モバンとあすべし又國史コクシを終シユて異端イタンの
徒國トコク初シヨれ祖神ソジンを勾吳コウゴの後ノチとて神シン的メイ

の統を汗まの邪説と破り

神功皇后を

后妃傳より列

天皇大友を本紀より嘉永

東西乃錢元弘南北戦争と

皇統を正

同終ひ將軍傳家族伝傳を立其他義

烈叛臣を義を以隋唐を外國傳とする

乃類みる國體とゆふ名分を以て

子々る者として向背を迷はざるを以て

子春秋を刪らるの義を以て言ふて下後世に至

まて人倫の準極也むる北畠准后 後村上

乃朝小治て神皇正統記と著る國體を

明る名分を以て卓識辯論千載の

龜鑑とすべし然るも戦争は世にありて著述

せられし書は多し偏るものも少し

義公は書の名を二千年の事實を網羅

し漏るる正邪忠奸是非曲直みな事小

依て直書して鑑戒を垂る其關係を

不意大なり千載以後も人心世道を

維持する事あるは藤原二公楠中將と

同く忌日と並べ奉る也今ば毎の如きも
 天下小關係せらるるを奉て一家に私言のあ
 らざれば
 義公の忠事をあて載せらる
 事を我
 先君との稱揚せんとな
 へしとぞ
 希の言をききばあふ大義を天下に揭示
 給ひ事これを論じて境内に治教を敷
 めひしとぞ是を漏せり

十一日

け日月次系神今食ありて僧尼の素肉を禁せし
 る事おと皆六月下旬

晦

大乃日大被あり又鎮火祭道餐ありしりきる六
 月下旬

此月吉日と擇て荷前とて十陵八墓の使をせ
 て年終の幣帛をせしめたり

荷前とハ初穂のり也新穀登りてハ新嘗あ
 り
 天神地祇小報ありあひ又歳終

小美物偏りてと荷ありと山陵サンリマウの幣帛ヘイハク
 を進めしむ也 歴朝レキチヤウ乃山陵サンリマウと諸陵シヨリマウ寮
 乃職シヨクありておもむきと掌りシカサト陵サンリマウをオキて
 修シユ程リせしむ 歴朝カウケイ孝敬ツクとあり終シヤウふ所
 までサシ阪原ハナホ吉野キヤウも山陵サンリマウ猶宗廟ニヤウとをリツり律
 めも山陵コホツを毀ボウを謀タイ大逆ギヤクとて八虐ハキヤクの一イなり
 至てクハ至る罪ソウなり佛法フツのソウより火葬クハソウ
 ありとる戎狄ジウテキ乃俗ゾク中國シンインに浸淫シニ 持統ヂトウ
 帝テイより始ハシメく 萬乘マンシヤウれまといふ也

玉體ギョクタイを火ヒふありまゐりて出来く後世ゴセハ山陵サンリマウも
 起オコされど近世キンセよりありてハ荷ノあり幣ヘイを絶タテて
 行ユクハまじられども荷前ノの幣ヘイハ 先聖センセイ乃
 制セイし終へる礼ありま士庶シヨジン人ニヤルより至イタルまで六月リク
 小を祀ソえ乃墓ツカ小詣マフて祖先ソセンのヲを思カッひ且
 ハ流年リウネンを送オクりて次男シダイは歳月トヨれをさうりぬ
 へまゐりて思ハシひぬべき也さうく美物バンブツ天テンより
 き人コを祀ソふ本ホンつく人々コキウ呼吸ツクイキヒクイキのヲふ天テンの氣キ
 熱ネツ身シン小流リウありて天テンれ陽ヤウを食フクミて一身シンの元氣ゲンキを

正氣身地小生びる水の穀を食ひ地乃陰を
食く其形體を養ふ是天地乃氣を均て生活
する也父祖の氣血骨肉分布變化して子孫
乃身となる父祖の身ハ已り前身めて子孫ハ
已り後身なれば子孫ある限りハ父祖の身
を生きしとてあるなり父祖と子孫と同一
氣なりて一身は異なりは故に父祖乃魂氣を
天に散じしとて子孫誠敬を以てあるは
事あるに在るなり時ハ鬼神感格して

其氣を享る事天地自然乃理なり是よりて
天朝小祀祭祀の禮有て 天祀小事へなる
荷前の幣ありて 先帝小追孝せざる孝ハ
生者小事へ左右は執事してさるる勿論なれ
ども没後よりては生者小異なりあるなり
敬ひ事へ一氣ありて接属せる子孫の誠敬ハ
感格せば死して死せどといふべしされば父祖を
して永く死せずして其神世にありてある
事なりとてめんとの義なり是食く子孫の誠

最^{サキ}よりて父祖^シの神^シを永^{トキ}く留^トめ奉^ルるを
まはせ永^{トキ}く孝^{コウ}といひて此^{ココ}篇^{ヘン}元^{ハジメ}日^ヒ小^コ起^{オコ}て荷^カ
前^{サキ}小^コ終^{ハジメ}るあは君^{ミコ}臣^{ミヤ}乃^ハ義^{ヨシ}を痛^{イタ}む此^{ココ}小^コ父^フ子^シの親^{シン}
と痛^{イタ}むと孝^{コウ}とを以^{モツ}て首^{シユ}尾^ビとするは即^{スナハチ}
天神^{テンシン}乃^ハ訓^{キン}は遵^{ジュン}奉^{ホウ}なるの義^{ヨシ}也 天照^{テンテウ}
太^{タイ}神^{シン}三^{サン}種^{シュ}の神^{カミ}益^{マシ}を傳^{ツタ}へし忠^{チュウ}孝^{コウ}は則^{ソク}自^{ミナ}其^ノ中^{ノナカ}
小^コ偏^{ヘン}る 皇^{クハ}統^{ワウ}と他^タと共^ニよかきとせ給^{タマ}ふと
萬^{マン}世^セより起^{オコ}るまで臣^{ミヤ}民^{タタ}一^{イツ}君^{クニ}を仰^{オホ}へるは永^{トキ}く忠^{チュウ}
なり 天孫^{アメノミコ}千^チ萬^{マン}世^セを經^スて一^{イツ}祖^ソ小^コ事^ジ人^ニ給^{タマ}ふと

永^{トキ}く孝^{コウ}と稱^{ホウ}なるは是^{コト}也 忠^{チュウ}孝^{コウ}乃^ハ則^{ソク}天^{テン}地^チは始^{ハジメ}
より起^{オコ}て天^{テン}地^チの盡^{ツキ}る人^{ヒト}限りは永^{トキ}く世^セより人^{ヒト}
の模^モ範^{ハン}とて遵^{ジュン}奉^{ホウ}するは此^{ココ}書^{カキ}に載^ノせあり
と知^{シル}べし人^{ヒト}は萬^{マン}物^{モノ}の靈^{レイ}なり禽^{キン}獸^{ジュウ}蟲^{チュウ}魚^{イサ}乃^ハ無^ム
智^チありあは小^コあはれども飽^{アウ}まで食^シひ
煖^{アタタ}く衣^イて居^イるあはれども時^{トキ}を禽^{キン}獸^{ジュウ}小^コ道^{ダウ}
聖^{セイ}人^{ジン}是^{コト}を愛^{アイ}て人^{ジン}倫^{リン}を的^{テキ}として民^{タタ}を教^{オシ}め人^{ヒト}倫^{リン}
とて父^フ子^シ君^{クニ}臣^{ミヤ}吏^リ婦^フ長^{チヤウ}幼^{ユウ}朋^{ホウ}友^{ユウ}なり五^{ヒツ}品^{シン}
小^コあはれなる中^{ナカ}小^コは君^{ミコ}臣^{ミヤ}父^フ子^シれ二^ニを古^コ人も

人乃大倫ありと云て最大ありと云ふ忠孝
 の義也 天照太神の御意まゝとて天地始
 て至今一付より迄天張と共小あつるや今
 日ふ至るまで 皇統替へて居つて 皇太神
 を崇敬せざるやある目かたさなりと
 神州ふのこけりて海外は萬國多しといへ
 修てある事也海外の國ふはさむくの果
 處ありて人倫明りあはるるもの多き中少し
 西方乃諸國少し一種の胡鬼を説くものも
 尊奉し眼前の君父を輕侮する愚陋の風俗も
 少しとて御ふ 神州の民たんとその孝
 小宇宙第一とめてこれ國ふ生れあつて靈
 夷の愚陋ある邪説迷ん人乃道を捨て禽
 獸の行をあらんと志も也人心何んものハ
 己の心を恥ぢ且君父も神明も對し
 たりて畏るべきものあつてやされば人を生
 まく人の心を忠孝を失はざるや
 君父の大恩は報いならざるべけんや故にこの

尊奉し眼前の君父を輕侮する愚陋の風俗も
 少しとて御ふ 神州の民たんとその孝
 小宇宙第一とめてこれ國ふ生れあつて靈
 夷の愚陋ある邪説迷ん人乃道を捨て禽
 獸の行をあらんと志も也人心何んものハ
 己の心を恥ぢ且君父も神明も對し
 たりて畏るべきものあつてやされば人を生
 まく人の心を忠孝を失はざるや
 君父の大恩は報いならざるべけんや故にこの

義と云く同社の子弟小者^{ツゲカタ}語りて 祚^{シンシウ}あれ

蒼生^{アヲヒトケサ}たらんとのをみふ心を同くするもふ

神聖^{シンセイ}の風教^{フウキヤウ}ふびきあつていふも人事を

コイチカ
あふれ

草偃和言終

右草偃和言。為郷里子弟村野民庶不
識字者録之也。羣居終日。言不及義。好
行小慧。夫子以為難。而雖博矣。為稱其
賢乎已。近時郷閭間。歲時集會。猥談瑣
語。所言多不及義。或風之汚。不念宜乎。
周官。擇人掌誦王志。巡天下語之。是亦
王政之一端。今學為擗人。其或勝於博
矣矣。一日金子郡宰求梓以領管下。此
書特出於村夫子之謨也。雖徒取笑大

方君子。而其治民不廢教之意。亦有不
忍負者。所以類厚不敢拒之也。天保癸
卯秋日會澤安書于正志齋寔下

草偃和言一卷。會澤先生所
筆。往年金子氏宰西郡。欲
上木以公。世會免職而止。
余憾其志不遂。迺與同志謀。
命工繡梓。藏之神庫云。嘉
永壬子春日。常陸那珂郡
靜神社長官齋藤一德識。

